

生徒心得

1 本校で身に付けてほしい資質・能力

- (1) 豊かな人間性や社会性および国際社会で主体的に生きていくうえで必要な基礎的な教養（知識・技能）
- (2) 自ら学び、自ら考え表現する力（思考・判断・表現）
- (3) 学校の創意工夫を生かした教育活動の中での個性を生かす能力（学びに向かう力・人間性等）

2 毎日の学習に対する心構え

- (1) 授業を大切にして授業中に理解する
- (2) 分からないところをそのままにしておかない
- (3) 毎日取り組む
- (4) 計画を立てて集中して取り組む

3 授業の心得

- (1) 教室環境を整備する
- (2) チャイムの鳴り始めで授業を始める
- (3) 授業の開始・終了の挨拶をしっかりと行う

4 日課表

月・木曜日		火・水・金曜日		定期考査日	
ST	8:50	ST	8:50	ST	8:50
1限	9:00～9:50	1限	9:00～9:50	1限	9:05～9:55
2限	10:00～10:50	2限	10:00～10:50	2限	10:10～11:00
3限	11:00～11:50	3限	11:00～11:50	3限	11:15～12:05
昼食		昼食		ST	12:05
4限	12:30～13:20	4限	12:30～13:20	【注】考査日の清掃の実施は、別途連絡がある。	
5限	13:30～14:20	5限	13:30～14:20		
6限	14:30～15:20	6限	14:30～15:20		
7限	15:30～16:20	清掃	15:20～15:35		
ST	16:25	ST	15:35		

5 出欠等

(1) 欠席、遅刻をする場合は

欠席、遅刻をする場合は、保護者が当日 8:30 までに web 上で入力を行うことで学校へ連絡する。

(2) 早退をする場合は

やむを得ず早退をする場合は、担任（担任不在の場合は副担任他）に届ける。

(3) **欠課とは**

理由のいかんを問わず、その授業に出席していない時は、欠課とする。

(4) **公欠とは（公認欠席の略）**

公欠に関する規定

(ア) 公欠は、学校が特定の集団または立場にある生徒を対外的な行事にさせるのが適当と判断し、校長が許可を与えた場合の欠席をいう。

(イ) 公欠の認められる場合

(1) 学校行事などの準備でやむをえないと認められる場合

(2) 各種公式試合・公式会合に参加する場合

その他学校が認めた場合

(5) **出席停止について**

学校感染症による出席停止については、「保健関係」の「3 学校感染症による出席停止について」を参照して手続きをすること。

(6) **忌引きについて**

父母 …………… 7日以内

祖父母、兄弟姉妹 …………… 3日以内

曾祖父母、伯叔父母 …………… 1日

父母の法要 …………… 1日

(注) 遠方の場合は旅行日も認められることがある。

(7) **台風等異常気象時における生徒の登下校について**

暴風警報が発表された場合の措置

① 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から本校所在地（本校は「刈谷市」または広域で「西三河南部」の区域に属する）あるいは各自の居住地区に**暴風警報**が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前(午前6時50分)までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

② 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から**暴風警報**が発表された場合

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

特別警報が発表された場合の措置

① 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から居住地、通学経路地域および本校所在地（本校は「刈谷市」または広域で「西三河南部」の区域に属する）に**特別警報**が発表されている場合。

- ア 登校させない。
- イ **特別警報**解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集に努め、生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
- ② 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から**特別警報**が発表された場合
 - ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - イ 生徒を校内に留め置いた場合は、**特別警報**解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

暴風警報または**特別警報**が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合の措置

名古屋地方気象台から発表された注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止をする場合がある。

名古屋地方気象台のホームページ <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

(8) **交通スト等による交通機関途絶の場合も上記規定に準ずる**

上記の交通機関等により、一部の生徒が登校できない場合の扱いは、忌引きに準ずる。

6 身だしなみの心得

男女ともに、清潔かつ公の場で附属高校の生徒として他人に不快感を与えない身だしなみを求めている。

(1) 冬用制服

本校規定の紺地 2 ッ釦ジャケット（左襟タータンチェック柄切替しおよびネーム刺繍入）、長袖ブルー地カッターシャツ（紺色レジメンタルタイ）、長袖ブルー地ブラウス（紺色レジメンタルひも式リボン）、冬用紺無地ツータック帯付スラックス（ネーム刺繍入）、冬用タータンチェック地 20 本ヒダスカート（ネーム刺繍入）を着用すること。スカートには無地ハイソックス（校名イニシャル入）を着用すること。ただし、スラックスにはレジメンタルタイ、スカートにはリボンを着用すること。

防寒のために白ラインVネック紺地セーターおよびベスト（本校指定）を着用してよい。これ以外のベスト、セーターカーディガンについては着用を一切禁止とする。

(2) 夏用制服

本校規定のスキッパーシャツ（胸ポケットトリミング付および校章刺繍入）、本校規定のオフ白地ウイングカラーオーバーブラウス（胸ポケットトリミング付および校章刺繍入かつ紺色レジメンタルひも式リボン着用）、本校指定の水色ポロシャツ（胸ポケット校名イニシャル付）、夏用紺無地ツータック帯付スラックス（ネーム刺繍入）、夏用タータンチェック地 20 本ヒダスカート（ネーム刺繍入）を着用すること。スカートには無地ハイソックス（校名イニシャル入）を着用すること。

冷房対策としてサマーカーディガン（本校指定）を着用してもよい。

(3) 通学靴

本校指定の靴（紺色ボストンバックタイプ）もしくは、スポーツバッグ等、規定の靴程度の大きさの靴であり、かつ華美なものでなければ、使用を認める。

※ただし、他の高校・中学校の通学靴（指定）の使用は禁止する。

(4) 通学靴・靴下

通学靴については、高価でない運動靴や黒または茶の短革靴（ローファー等）を着用する。ただし、サンダル・スリッパ履きおよびブーツは禁止する。靴下については、上記規定のとおり、スカート着用の際には、紺無地ハイソックス（校名イニシャル入）を着用すること。長さはふくらはぎの半分より上になること。なお、紺無地ハイソックスについては、式典等の学校行事で指定された日以外については、同等のものであれば着用してよい。その際は、ワンポイントまで可とするが、キャラクターや華美なワンポイントは一切禁止する。また、スラックス着用の際には、くるぶしがかくれる程度の長さとし、白・黒・グレーまたは紺色等、華美でない靴下を着用すること。

※ただし、ルーズソックスは禁止とする。

(5) 上履き・体育館シューズ

校舎内では、本校指定の上履き（学年色指定スリッパ）を着用する。また、体育館では体育館シューズを着用する。

※校舎内では体育館シューズを履かない。

(6) 防寒具

以下のとおり防寒着を着用してもよい。

(ア) 防寒用コート

防寒のためのコートの着用を認める。特に指定はないが、制服にふさわしい色（黒・紺・茶・グレー等華美でないものを推奨）や形のもの（ロング・ハーフサイズのオーバーコート）を着用すること。ただし、着用については登下校のみとし、教室では着用しない。

(イ) 防寒用マフラー・手袋

防寒のためのマフラー・手袋の着用を認める。また、マフラーの長さについては標準的なものとし、着用する際には長く垂らす等、危険な状態で着用しない。いずれも、着用については登下校のみとし、教室では着用しない。

(ウ) 防寒用タイツ

防寒のため紺色ハイソックスの代わりに、タイツ・ストッキング（黒または肌色で無地のもの）を着用してもよい。ただし、タイツの上から‘レッグウォーマー’‘ニーハイ’‘スパッツ’‘レギンス’‘ルーズソックスの着用は制服としては認めない。また、指定された日の着用は認めない。

(7) 頭髪規定

清潔かつ他人に不快感を与えない、奇抜でない頭髪を求めている。ただし、茶髪等の染色およびパーマなど不必要な頭髪の加工、およびエクステ（ンション）・ウィッグ等の着用は原則禁止する。

また、長さについての規定は、前髪は健康上また安全上の理由から目にかからないようにすること。

その他、注意事項

頭髪・服装・持ち物の考え方は、清潔で他人に不快感を与えないものであることを要求している。ただし、以下の点については特に禁止をしている。

- ① 頭髪の不必要な加工をしない。
茶髪等の染色、エクステ(インジョン)・ウィッグ等の着用、パーマは原則禁止。
- ② ピアス・指輪・髪飾り(カチューシャ・シュシュ)など、制服にふさわしくない装飾品を身につけない。特にピアスの穴を開けないこと。
- ③ 化粧やマニキュアは制服にふさわしくない身だしなみであるため、しないこと。
- ④ 本校指定の制服を正しく着用する(着用規定)。制服はだらしなく見えるように着用しない、フォーマルウェアとして着用することが原則である。
 - ・スカート丈を短く巻き上げて着用しない。ベルトでスカート丈を短くしないこと。
 - ・スラックス着用の際に、いわゆる腰パン・ひきずりズボンなど、制服をだらしなく着用しない。
 - ・ネクタイ・リボンをきちんと締める。シャツ・ブラウス・ポロシャツは第一ボタンまでしっかり留め、第一ボタンが見えない位置にネクタイ・リボンの結び目がくるよう、きちんと折り曲げてとめること。
 - ・制服のスカートの下に、体操服(ジャージ・ハーフパンツ)を着用しない。
 - ・アンダーウェアについては、外から見えないように着用すること。
- ⑤ 学習に不必要な物品や授業の妨げになるものは携帯しない。特に、まんが・雑誌・音楽プレーヤー・ゲーム・トランプ類・化粧道具・ガムを学校内に持ち込まない。また、携帯電話やスマートフォンについては、登下校の安全安心を目的として、保護者との連絡に限り使用を認める。したがって、校内では授業や学習の妨げになるため携帯電話やスマートフォンを許可なく使用しない。携帯電話やスマートフォンは、朝必ず電源を切って、下校時まで鞆の中にしまっておくこと。また、iPadなど学習に必要な端末については、別に利用規程を定める。

7 登下校について

(1) バス乗車

以下の事項を守る。

- 整列乗車をする(割り込みをしない)。
- 席取りをしない。
- 乗車拒否をしない。入口付近に立たない。
- 乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけない(車内での飲食・携帯電話の使用・飲食・化粧・大声での会話等)。
- 高齢者や身体の不自由な人、妊婦さん等には席を譲る。

(2) 大学構内歩行

大学構内指定通学路は、必ず歩道を歩く(車道を歩くのは禁止)。

(3) 寄り道をしない

下校に際しては、下校時刻を守り、寄り道をせず、安全に帰宅し、家庭学習の時間を確保する。

(4) 自転車通学

自転車通学届を提出し、点検を受け、許可をもらう。ただし、以下の事項を守る。

- 交通ルールを遵守する。特に、二人乗り運転、並進走行、傘差し運転、無灯火、ハブステップの取付、携帯電話・スマートフォンの操作をしながらの運転、イヤホン・ヘッドホンの着用は厳禁。通行にあたっては、必ず道路左側を一列で走行すること。
- 自転車については、ハンドルの改造等がなく、高校生が毎日の通学に安全に使用できる標準的なものに乗車すること。ビンディングペダルの付いた自転車および競技用の自転車には乗らないこと。ただし、電動アシスト自転車については使用してもよい。
- 校内では、学年ごとに決められた位置に駐輪し、鍵およびチェーンにより、ロックすること。
- 雨天時は、必ず雨ガッパを着用すること（傘差し運転厳禁）
- シティサイクル以外の自転車で通学する場合はヘルメットを着用すること。

8 下校時刻について

(1) 夏時間(3月～9月)

一般生徒下校時刻 17:30

部活動生徒完全下校時刻 18:00

(ただし、3月を除く大会前2週間は30分の延長が申請できる)

(2) 冬時間(10月～2月)

一般生徒下校時刻 17:00

部活動生徒完全下校時刻 17:30

9 その他生活一般

- (1) 夜間外出は事前に保護者等の許可を受ける。また、外出した時も午後10時までには帰宅する。

(愛知県青少年育成保護条例)

- (2) 事故や緊急の場合は、速やかに学校へその旨を連絡する。
- (3) 警察等に補導されたときは、速やかに学校に連絡をする。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。
- (5) 原則として「運転免許は取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわない」の愛知県公立高等学校PTA連合会の四ない運動の励行に努める。